

# 指定訪問看護重要事項説明書

上対馬病院訪問看護ステーション  
(長崎県上対馬病院)

# 指定訪問看護重要事項説明書

## 1. 当事業所の概要

### (1) 提供できる居宅サービスの種類と地域

事業所名（病院名）	上対馬病院訪問看護ステーション（長崎県上対馬病院）
所在地	長崎県対馬市上対馬町比田勝 630 上対馬病院別館 1階内
電話番号	0920-86-4334（上対馬病院：0920-86-4321）
FAX番号	0920-86-4334（兼用）
事業所番号 ・その他のサービス	訪問看護（指定事業所番号：4262090014） ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導 ・訪問診察
サービスの提供地域	対馬市上対馬町・上県町・峰町

※1. 電話は訪問看護師が不在の場合は上対馬病院に転送設定します。

※転送設定時は、FAXは受診されません。

2. サービス提供地域以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談ください。

### (2) 当事業所の職員体制

職名	資格	人数	業務内容
管理者	看護師	1名	従業者・業務の管理
看護職員	看護師	3名以上	訪問看護の業務
	准看護師	0名	
理学療法士	理学療法士	1名以上	リハビリテーション業務
作業療法士	作業療法士	1名以上	リハビリテーション業務
合計		5名以上	
勤務時間	午前8時30分～午後5時15分		

### (3) サービスの提供時間

	通常時間帯 8:30～17:15	早朝 6:00～8:30	夜間 17:15～22:00	深夜 22:00～6:00
平日	○	×	×	×
土・日祝日	×	×	×	×
休業日	土曜・日曜・祝祭日、12月29日～翌年1月3日			

※緊急を要する場合は、通常時間帯以外の時間でも訪問看護を行います。

## 2. 当事業所の訪問看護の特徴等

### (1) 運営の方針

利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防を目的に、療養上の目標を設定し、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、計画的に訪問看護を行います。また、自らその提供する指定訪問看護の評価を行い、常にサービスの改善を図ります。

- ① ステーションの看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復をはかるとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。
- ② 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- ③ 利用を希望する方から要請があった場合は、正当な理由がない限りサービスの提供を拒否いたしません。

### (2) サービス利用のために

事 項	備 考
看護師等の変更	変更を希望される方はお申し出ください
看護員への研修の実施	随時実施しています
その他	

## 3. サービスの内容

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪・入浴介助等による清潔の保持
- ③ 食事及び排泄等日常生活のお世話
- ④ 褥瘡の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置
- ⑪ 居宅療養管理指導
- ⑫ 訪問診察

#### 4. 利用料金

##### (1) 利用料金

医療保険を利用する場合は、健康保険法、老人保健法に基づいた負担額（1～3割）となります。

##### ア 基本料

訪問看護実施者の職種	訪問看護基本療養費の額	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者の場合 急性増悪等により特別指示書が交付された利用者の場合
・看護師 ・理学療法士 作業療法士 言語聴覚士の場合	1日につき 5800 円 緊急訪問看護加算 (1日につき 2650 円)	週3日目まで 1日につき 5550 円 週4日以降 1日につき 6550 円 ( 難病など複数回訪問加算 1日2回 =1日につき 4500 円 1日3回以上=1日につき 8000 円 )

准看護師の場合	1日につき 5300 円 緊急訪問看護加算 (1日につき 2650 円)	週3日目まで 1日につき 5050 円 週4日目以降 1日につき 6050 円
---------	--	--

##### イ 付加サービス

訪問看護療養費	月の初日 2日目以降 12日まで 地域連携退院時共同指導加算 24時間連絡体制加算 重症者管理加算	7440 円 3000 円 1ヶ月につき 5000 円 1ヶ月につき 6400 円 1ヶ月につき 利用者の状態に応じて 5000 円、又は 2500 円
訪問看護情報提供療養費		1ヶ月につき 1500 円
訪問看護ターミナルケア療養費		25000 円

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金（料金表）の1割です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

##### ア 基本料、( )内が利用者1割の負担額になります。(1回につきの料金)

所得額に応じて、1割から3割の負担額の設定があります。

区分	(1)20分未満	(2)30分未満	(3)30分以上 1時間未満	(4)1時間以上 1時間30分未満
看護職員が行う訪問看護 (1割負担の請求金額)	3140 円 (314 円)	4710 円 (471 円)	8230 円 (823 円)	11280 円 (1128 円)
リハビリ職員が行う訪問	20分(294 円)	40分(588 円)	60分(882 円)	

- ※ 1. 准看護師については所定額の 90/100 を算定します。  
2. 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士については(2)と(3)を算定します。

3. 特別地域訪問看護加算（離島などに該当する地域における事業所）として、基本料金の15%を負担していただきます。
4. 基本料金に対してサービスの提供開始時間が  
早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）帯のときは25%増し、  
深夜（午後10時～午前6時）帯のときは50%増しとなります。
5. 上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者のケアプランに定められた時間を基準とします。
6. 訪問時間が1時間30分を超過した場合、1時間毎に1,000円を徴収します。

イ 付加サービス、（ ）内が利用者の負担額になります。

緊急時訪問加算	1ヶ月につき	5740円	(574円)
特別管理加算 (重度の褥瘡含む)	1ヶ月につき	2500円	(250円)
	1時間30分以上で	3000円 加算	(300円)
ターミナルケア加算	死亡月	25000円	(2500円)
訪問診察	居宅療養管理指導(299円) 在宅時医学総合管理料(2280円) 在宅患者訪問診療料(890円) 計 3469円		
複数名訪問加算	(1) 30分未満	2540円	(254円)
	(2) 30分以上	4020円	(402円)

## (2) 交通費

サービス提供地域（対馬市上対馬町及び上県町、峰町）にお住まいの利用者は無料です。それ以外の地域にお住まいの利用者は、看護職員等が訪問するための交通費の実費をご負担していただくことになります。

通常の事業の実施地域を越えて片道	15km未満	1000円
〃	15km以上	2000円
〃	30km以上	3000円

## (3) その他

- ア ご利用者のお住まいで、サービスを提供するために使用する、水道・ガス・電気等の費用はご利用者のご負担となります。
- イ 料金の支払い方法は、毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので月末までに病院の会計窓口でお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。窓口での支払いが困難な場合は、ステーション看護師にご相談下さい。  
(何かご不審な点があれば、当ステーションの看護師にお尋ね下さい。)

## 5. サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

- ア かかりつけ医師に申し込み、訪問看護指示書を交付してもらってください。  
尚、かかりつけ医師がいない場合にはご相談下さい。

イ 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に依頼された介護支援専門員にご相談ください。

(2) サービスの終了

ア ご利用者の都合でサービスを終了する場合は、サービスの終了を希望する日の7日前までにお申し出ください。

イ 当事業者の都合でサービスを終了する場合は、人員不足等やむを得ない事由によりサービスの提供を終了させていただくことがございますが、その場合は終了30日前までに文書で通知いたします。

ウ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

①ご利用者が介護保険施設に入所した場合

②入院中に訪問看護指示書の指示期間が終了した場合

③利用者が死亡されたとき

※ 介護保険給付サービスを受けていた利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合、介護保険給付費でのサービスは受けられませので、ご相談ください。

エ その他

ご利用者及び家族の方などが、法令違反又は訪問看護サービス提供を阻害する行為をなし、再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、この訪問看護サービス利用契約の目的を達成することが困難になったときは、30日間以上の予告期間をもってサービスを終了させていただく場合があります。

## 6. サービス内容に関する相談、苦情

(1) 当事業所のご利用者相談・苦情窓口

・担当者 管理者：武末 浜枝

・電話 0920-86-4334 FAX 0920-86-4334

・受付日 月曜日～金曜日（ただし、祝祭日、12月29日～翌年1月3日を除く。）  
午前8時30分～午後5時15分

(2) 上対馬病院相談・苦情窓口

・担当者 窓口職員

・電話 0920-86-4321 FAX 0920-86-4324

・受付日 月曜日～金曜日（ただし、祝祭日、12月29日～翌年1月3日を除く。）  
午前8時30分～午後5時15分

(3) その他

・国民健康保険団体連合会

長崎市今博多町8-2 電話 095-826-1599

・高齢者相談窓口

対馬市巖原町国分1441 電話 0920-53-6111

・長崎県長寿社会課

長崎県江戸町2-13 電話 095-895-2436

## 7. 緊急時の対応

サービスの提供中に容態の急変等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医・救急隊（救急車）・ご家族・介護支援専門員等へ連絡をいたします。

主治医	氏名			
	連絡先		電話番号	
ご家族	氏名			
	連絡先		電話番号	

## 8. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、ご利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

尚、当事業所の看護サービスにより、ご利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、すみやかに損害賠償いたします。

## 9. 秘密の保持について

- (1) 当事業所の従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得たご利用者及びご家族の秘密を漏らしません。
- (2) 当事業所の従業者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得たご利用者及びご家族の秘密を漏らしません。
- (3) 従業者は、ご利用者の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書（別紙1）による同意を得た上で、必要な範囲内でご利用者又は家族の個人情報を用います。

## 10. その他

### (1) 当事業所の母体組織

- ・開設者 長崎県病院企業団 企業長 八橋 弘
- ・運営主体 長崎県上対馬病院 病院長 長谷川泰三
- ・所在地 長崎県対馬市上対馬町比田勝630
- ・事業内容 地域包括ケア病床52床、外来診療、訪問診察、訪問看護ステーション、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション
- ・診療科目 ○内科、○外科、小児科、整形外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、精神科、神経科、脳外科、放射線科、リハビリテーション科

※ ○印は、医師が常駐しておりますが、それ以外は医師の派遣を受けて月1回～4回外来診療を実施しております。

令和 年 月 日

訪問看護サービス提供の開始にあたり、指定訪問看護重要事項説明に基づいて重要な事項の説明を行いました。

事業者

所在地 長崎県対馬市上対馬町比田勝 630

名称 上対馬病院訪問看護ステーション  
(事業所番号：4262090014)

管理者 武末 浜枝 (印)

説明者 (印)

私は、交付を受けた重要事項説明書により、事業者から訪問看護サービスについての重要事項の説明を受け利用することに同意しました。

利用者

住所 長崎県対馬市

氏名 (印)

代理人

住所

氏名 (印)

(利用者との続柄： )